

令和 7 年

秋の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運動実施期間	<u>9月21日(日)～9月30日(火)</u>
一斉街頭指導日	<u>9月19日(金)・9月30日(火)</u>
交通指導取締隊出発式	<u>9月19日(金) 午前9時～県庁正面玄関</u>
交通事故死ゼロを目指す日	<u>9月30日(火)</u>

【重点目標】

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

《運動の目的》

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は相互の連携を密にし、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするとともに交通事故防止に向けて地域住民が参加しやすい地域一体となった運動を展開するものとします。

<p>1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進</p> <p>(1) 歩行者の交通ルールを理解・遵守等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等、歩行者の法令違反がある交通事故実態の周知 ・歩きスマホの危険性周知や運転者に対し横断する意思を明確に伝える等安全な横断の推進 <p>(2) 歩行者の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反射材用品、LEDライトの利用や明るい目立つ色の衣服等の自発的な着用を促す取組 ・通学路等における見守り活動等の推進
<p>2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進</p> <p>(1) ながらスマホの根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発 <p>(2) 飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止やハンドルキーパー運動の促進 ・酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守 <p>(3) 妨害運転等の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に関する広報啓発 <p>(4) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕暮れ時における早めのライト点灯と夜間のハイビームの活用を促す取組 <p>(5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等優先義務等、交通ルールの遵守に向けた交通安全教育や広報啓発 <p>(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知 <p>(7) 高齢運転者の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を学ぶ参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発 ・高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発 <p>(8) 二輪車の運転者に対する広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの正しい着用やプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発
<p>3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進</p> <p>(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車安全利用五則」にのっとり基本的な通行方法の周知と交通ルール遵守の徹底 ・ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設等に関する広報啓発の推進 <p>(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性和被害軽減効果に関する広報啓発 ・夕暮れ時の早めのライト点灯と自転車の反射材用品等の取付けを促す取組 ・損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進 <p>(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等と連携した交通ルールの理解・遵守を促す取組とヘルメット着用の促進

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。